

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案要綱

第一 外国法事務弁護士法人制度の創設（第五章関係）

一 設立

外国法事務弁護士は、第五章の定めるところにより、外国法事務弁護士法人を設立することができるものとする。 （第五十条の二関係）

二 名称

外国法事務弁護士法人は、その名称中に外国法事務弁護士法人という文字を使用しなければならないものとする。 （第五十条の三関係）

三 社員の資格

外国法事務弁護士法人の社員は、外国法事務弁護士でなければならぬものとし、業務の停止の懲戒を受け、当該業務の停止の期間を経過しない者など一定の事由に該当する者は、外国法事務弁護士法人の社員となることができないものとする。 （第五十条の四関係）

四 業務の範囲

1 外国法事務弁護士法人は、外国法に関する法律事務を行うほか、定款で定めるところにより、法令等に基づき外国法事務弁護士が行うことができるものとして法務省令で定める業務の全部又は一部を行うことができるものとする。ただし、一定の業務については、この限りでないものとする。

(第五十条の五第一項関係)

2 外国法事務弁護士法人は、前記1のほか、国際仲裁事件の手續についての代理を行うことができるものとする。 (同条第二項関係)

五 設立の手續

外国法事務弁護士法人を設立するには、その社員にならうとする外国法事務弁護士が、定款を定めなければならぬものとし、弁護士法第三十条の八第二項及び第三項の規定は、外国法事務弁護士法人の定款について準用するものとする。 (第五十条の六関係)

六 弁護士会及び日本弁護士連合会への入会及び退会

1 外国法事務弁護士法人は、その成立の時に、主たる事務所の所在する地域の弁護士会 (二個以上の弁護士会があるときは、当該外国法事務弁護士法人が定款に記載した弁護士会) 及び日本弁護士連合

会に入会するものとする。 (第五十条の七第一項関係)

2 第四十一条第一項及び弁護士法第三十六条の二第二項から第七項までの規定は、外国法事務弁護士法人について準用するものとする。 (第五十条の七第二項関係)

七 業務の執行

1 外国法事務弁護士法人の社員は、定款で業務を執行しないものとされた場合を除き、当該社員の原資格国法に関する法律事務及び国際仲裁事件の手続についての代理について業務を執行するものとする。 (第五十条の八第一項関係)

2 業務を執行する社員は、前記1に規定するもののほか、指定を受け、かつ、第三十四条第一項の規定による指定法の付記を受けたときは、当該指定法に関する法律事務について業務を執行することができるものとする。ただし、第三条第一項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる法律事務及び当該指定法以外の法の解釈又は適用についての鑑定その他の法的意見の表明については、この限りではないものとする。 (第五十条の八第二項関係)

3 業務を執行する社員は、前記1及び2に規定するもののほか、第五条の二第一項各号に掲げる者の

書面による助言を受けてするときは、特定外国法に関する法律事務について業務を執行することができるものとする。ただし、第三条第一項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる法律事務及び当該特定外国法以外の法の解釈又は適用についての鑑定その他の法的意見の表明については、この限りでないものとする。 (第五十条の八第三項関係)

4 業務を執行する社員は、前記1から3までにより執行することのできる業務であっても、第三条第二項各号に掲げるものについては、弁護士と共同し、又は弁護士の書面による助言を受けて行わなければならないものとする。 (第五十条の八第四項関係)

八 社員の資格の表示

外国法事務弁護士法人は、社員が業務を執行するに際しては、当該社員に、外国法事務弁護士の名称を用いさせ、かつ、その名称に原資格国の国名を付加させなければならないものとする。 (第五十条の九関係)

九 事務所

1 外国法事務弁護士法人は、その事務所の名称中に当該外国法事務弁護士法人の名称を用いなければ

ならないものとする。 (第五十条の十第一項関係)

2 第四十五条第二項及び第四項、第四十九条の四並びに第四十九条の五の規定は、外国法事務弁護士法人及びその事務所について準用するものとする。 (第五十条の十第二項関係)

十 業務の範囲を超える法律事務の取扱いについての雇用関係に基づく業務上の命令の禁止等

1 外国法事務弁護士法人は、自己の業務の範囲を超える法律事務の取扱いについて、その雇用する弁護士又は外国法事務弁護士に対し、雇用関係に基づく業務上の命令をしてはならないものとする。

(第五十条の十一第一項関係)

2 前記1に違反してされた命令を受けて、使用者である外国法事務弁護士法人が自己の業務の範囲を超える法律事務を行うことに関与した弁護士又は外国法事務弁護士は、これが雇用関係に基づく業務上の命令に従ったものであることを理由として、懲戒その他の責任を免れることができないものとする。 (同条第二項関係)

3 外国法事務弁護士法人は、前記1に規定するもののほか、その雇用する弁護士又は外国法事務弁護士が自ら行う法律事務であって当該使用者である外国法事務弁護士法人の業務の範囲を超える法律事

務に当たるものの取扱いについて、不当な関与をしてはならないものとする。 (同条第三項関係)

4 外国法事務弁護士法人の社員は、当該外国法事務弁護士法人が雇用する弁護士又は外国法事務弁護士が自ら行う法律事務であつて当該社員の権限外法律事務に当たるものの取扱いについて、不当な関与をしてはならないものとする。 (同条第四項関係)

十一 外国法共同事業における不当関与の禁止

1 外国法共同事業を営む外国法事務弁護士法人は、当該外国法共同事業に係る弁護士又は弁護士法人が自ら行う法律事務であつて当該外国法事務弁護士法人の業務の範囲を超える法律事務に当たるものの取扱いについて、不当な関与をしてはならないものとする。 (第五十条の十二第一項関係)

2 外国法共同事業を営む外国法事務弁護士法人の社員は、当該外国法共同事業に係る弁護士又は弁護士法人が自ら行う法律事務であつて当該社員の権限外法律事務に当たるものの取扱いについて、不当な関与をしてはならないものとする。 (同条第二項関係)

十二 外国法事務弁護士の義務の規定の準用等

外国法事務弁護士の義務の規定及び弁護士法の所要の規定を外国法事務弁護士法人に準用するものと

し、所要の読替規定を設けるものとする。 (第五十条の十三関係)

第二 法人制度の創設に伴う外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の改正

一 定義規定

外国法事務弁護士法人とは、外国法に関する法律事務を行うことを目的として、この法律の定めるところにより、外国法事務弁護士が設立した法人をいうものとする。 (第二条関係)

二 指定法に関する法律事務以外の特定外国法に関する法律事務

外国法事務弁護士は、外国法事務弁護士法人（原資格国法又は指定法が当該特定外国法である社員が業務を執行する場合に限る。）の書面による助言を受けてするときは、指定法に関する法律事務以外の特定外国法に関する法律事務を行うことができるものとする。 (第五条の二第一項関係)

三 承認の基準

第十条第一項第一号の規定の適用については、外国弁護士となる資格を有する者が国内において雇用主である外国法事務弁護士法人に対して行った労務の提供についても、資格取得国において外国弁護士として行った職務の経験とみなすものとする。 (第十条第二項関係)

四 弁護士会及び日本弁護士連合会の目的等

弁護士法第三十一条第一項等の規定の適用については、外国法事務弁護士法人は、弁護士法人とみなすものとする。こと。（第二十一条関係）

五 弁護士会及び日本弁護士連合会の会則の記載事項の特則

外国法事務弁護士法人の綱紀保持に関する規定など一定の事項について、弁護士会及び日本弁護士連合会の会則の記載事項の特則を定めるものとする。こと。（第二十二条及び第二十三条関係）

六 外国法事務弁護士の事務所

外国法事務弁護士の事務所の名称について、外国法事務弁護士法人に雇用されているときは、当該法人の事務所名称を使用することができるものとするなど所要の改正を加えるものとする。こと。（第四十

五条第二項及び第三項関係）

七 弁護士法の準用等

外国法事務弁護士の職務を行い得ない事件について、外国法事務弁護士法人制度の創設に伴う所要の読替規定を設けるものとする。こと。（第五十条第一項関係）

八 懲戒事由

外国法事務弁護士法人の懲戒事由を外国法事務弁護士と同様のものとする。 (第五十一条第一項 関係)

九 懲戒の種類

外国法事務弁護士法人に対する懲戒は、戒告、二年以内の外国法事務弁護士法人の業務の停止又はその事務所の業務の停止、除名の三種とすること。 (第五十二条関係)

十 懲戒の手續等

外国法事務弁護士法人の懲戒手續を外国法事務弁護士と同様のものとするなど所要の改正を加えるものとする。 (第五十三条、第五十五条第二項及び第五十七条第一項から第三項まで関係)

十一 弁護士法の準用

弁護士法第五十七条の二第一項、第六十二条及び第六十三条の規定は、外国法事務弁護士法人について準用するものとする。 (第五十四条関係)

十二 虚偽標示等の禁止

外国法事務弁護士法人でない者は、その名称中に外国法事務弁護士法人又はこれに類似する名称を用いてはならないものとするなど所要の改正を加えるものとする。 (第六十一条関係)

第三 罰則及び過料

外国法事務弁護士法人制度の創設に伴い、罰則及び過料について所要の規定を整備するものとする。 (第六十五条、第六十六条及び第六十九条から第七十二条まで関係)

第四 附則

一 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。 (附則第一項関係)

二 この法律の制定に伴う特定商取引に関する法律等の関係法律の整備をするものとする。 (附則第二項及び第三項関係)